

令和5年度『平田村立こども園』4月入園児募集!

令和5年4月から「ひらたこども園」に入園を希望する園児を募集します。希望される方は下記によりお申込みください。

なお、応募者多数の場合には利用人数の調整を行ったうえで決定しますのでご理解ください。

1 募集内容

ひらたこども園（平田村大字永田字広町 34） ☎ 57-7144

定員	1号認定	2号認定	3号認定
200人	20人	120人	60人



2 募集期間 令和4年12月1日(木)から12月16日(金)まで

※募集期間後に提出された場合は、5月以降の入園になります。

3 入園対象 令和5年4月1日現在で満6か月から小学校就学前までの児童

4 提出書類

- (1) 支給認定申請書 ※すでに認定を受けている場合は現況届を提出してください。
- (2) 入園申込書【1号認定】または、保育利用申込書【2号・3号認定】
- (3) 保育を必要とする理由を証明する書類【2号・3号認定のみ】

保育を必要とする事由	提出が必要な書類
就労	・就労証明書、自営業証明書、農業従事申立書 ※月64時間以上労働することが条件です。
妊娠・出産	・母子健康手帳の写し ※出産予定日の記載部分
疾病・障害	・障害者手帳の写しまたは医療機関の診断書
介護・看護	・医療機関の診断書または障害者手帳または認定結果通知書の写し（介護・看護を受ける方） ・1日の介護・看護スケジュール表を添付してください。
災害復旧	・り災証明書
求職活動	・求職活動申立書
就学	・学生証（在学証明書）の写し、在学中の時間割表の写し
その他	・その他事実を証明できる書類

※1 父母のほか、65歳未満の同居祖父母についても提出してください。

※2 求職活動中の場合、入園期間は求職活動に必要な期間（3か月以内）とします。

5 申込先 ひらたこども園 ☎ 57-7144

11月は「児童虐待防止推進月間」です

～「もしかして？」ためらわないで！^{いちはやく}189～

児童虐待による死亡事例は年間70件を超えています。

年間70件以上、単純計算すると…

5日間に1人の子供が命を落としていることになります。



子どもや保護者のこんなサインを見落としていませんか？

子どもについて

- ・いつも子どもの泣き叫ぶ声や保護者の怒鳴り声がある
- ・不自然な傷や打撲のあとがある
- ・衣類やからだがかいつも汚れている
- ・表情が乏しい、活気がない
- ・夜遅くまで一人で遊んでいる

保護者について

- ・地域などと交流が少なく孤立している
- ・小さい子どもを家においたまま外出している
- ・子どもの養育に関して拒否的、無関心である
- ・子どものけがについて不自然な説明をする

児童虐待かも…と思ったら、すぐにお電話ください。 **児童相談所虐待対応ダイヤル（通話料無料）189**

ご自身が出産や子育てに悩んだら…子育てに悩む人がいたら…こちらにご相談ください。

児童相談所 相談専用ダイヤル（通話料無料）0120-189-783

平田村地域活性化商品券配布のご案内

第4弾

コロナ禍における原油価格・物価高騰の影響による消費者の負担を少しでも軽減するため、全村民に商品券を配布します。

商品券名 平田村地域活性化商品券
 発行者 平田村商工会
 商品券配布額 村民1人 5,000円
 ・大型店を除く中小店専用券
 2枚(2,000円分)
 ・大型・中小店共通券
 3枚(3,000円分)
 対象者 令和4年10月1日現在で
 本村に住所を有する者
 配布方法 簡易書留による郵送配布 ※世帯主宛
 配布期間 11月下旬
 商品券有効期限 令和4年12月1日から令和5年1月31日までの2ヶ月間



【中小店専用券】



【共通券】

期限が過ぎた商品券はご利用できません

「女性の人権ホットライン」強化週間

福島地方法務局及び福島県人権擁護委員連合会は、夫・パートナーからの暴力やストーカーなど女性をめぐる様々な人権問題の解決を図るため、電話相談の取り組みを強化します。

全国共通ナビダイヤル 0570-070-810

期間 11月18日(金)から24日(木)までの7日間

時間 午前8時30分～午後7時

※11月19日(土)、20日(日)、23日(水)は午前10時～午後5時

人権週間 12月10日(世界人権宣言採択日)は「人権デー」です。

福島地方法務局及び福島県人権擁護委員連合会では、12月4日から12月10日までを第74回人権週間とし、啓発活動や相談活動を行います。人権擁護委員が人権相談所を開設して、人権相談に応じます。相談は無料、秘密は厳守します。

人権相談所

日時 12月5日(月) 午前10時～午後3時まで

場所 平田村役場 別棟会議室

相談対応者 平田村人権擁護委員

午前10時～12時 矢吹由利子、白石 秀子

午後1時～3時 関根 猛、三本松公平

【問い合わせ】住民課 ☎55-3112

強化週間・人権週間に限らず、平日の午前8時30分から午後5時15分まで電話相談を実施しています。人権擁護委員及び法務局職員が対応しますので、お気軽にご相談ください。

みんなの人権110番 0570-003-110

子どもの人権110番 0120-007-110

【問い合わせ】福島地方法務局人権擁護課 ☎024-534-1994